

## ■議案第22号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

---

### 【要旨】

平成 27 年 5 月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、国民健康保険については、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村では、都道府県が決定した国民健康保険事業費納付金を納付するため、保険税を賦課・徴収することとなりました。

この制度改定に伴い、平成 29 年 3 月 31 日公布の地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）による国民健康保険税の改正部分が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなるため、四万十町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

### 【主な条例改正の内容】

国民健康保険の財政責任主体が都道府県になることに伴う課税額の定義の変更

### 【施行期日】

平成 30 年 4 月 1 日

### 【新旧対照表】

別紙のとおり